慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	商法判決批評
Sub Title	
Author	西本, 辰之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.11 (1918. 11) ,p.1607(121)- 1618(132)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181101-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十一月二日朝の市場測定數は右表に示すが如く一であるが、其日の中に數種貨物の市價が變動す可きに由り、同日の夜には測定數が或る端數を顯はすに至るであらう。多分其數は一・〇〇二又は一・〇〇三と云ふが如きものになるであらうと思はれる。假りに一・〇〇二となりたりとせば、十一月三日には地金引換率は十圓に付二匁〇〇四絲に變更せらるゝのである。

斯くの如く、毎日一回宛測定數を計算し、之を標準として金地金引換率を更改するのであるが、若し此手段を採れば、一旦騰貴せる一般物價は直ちに以前の率に復し、又一旦下落せし物價平準は直ちに從前の標準に歸復すると云ふのが本案提唱者たるチィネス氏の主張である。尚ほ氏は市場測定表に編入する貨物の種類は一年一回改正するを可とする旨附言して居る。

三

以上はチィネス氏案の大要の解說であるが、此物價調節策は若し實施すれば物價の安定を維持するであらうと思はれる。蓋し、我國に於ては純金二分を以て一圓と稱するのであるから、米が一石四十圓に賣買せらるゝと云ふことは米一石が純金八匁と交換せらるゝと云ふことゝ同じである。從つて一石四十四圓に騰貴するは純金八匁八分と交換せらるゝと云ふことに外ならない。換言すれば純金の價値が米に對して一割低落したのである。故に若し米が一般的原因、例へば通貨の膨脹の爲めに四十四圓に騰貴せる際に、政府が十圓紙幣四枚に對して純金八匁八分を交附せば、米價は四十圓に低落するであらう。何故なれば、四十圓の通貨即ち十圓紙幣四枚に對して交附せらるゝ純金八匁八分は純金の下落せざる前の八匁と同一の價値を有するからである。

米に就きて說きたる所は他の貨物にも適用し得る。要するに、金貨國に於ては一般物價の騰貴は金の下落を意味し、一般物價の低落は金の騰貴を意味する。從つて物價平準騰貴せる際に金の引換率を適當に引上げ、反對の場合には之を引下げなば、物價は舊に復するの傾向を有す可きは自明の理であると云はざるを得ない。

四

上述の如く、チィネス案は若し實施し得るとせば有效なるも、之を實行するは困難であらうと思はれる。同案は通貨の無制限引換を前提とするものなるが、之を實施するには莫大の金引換準備を用意せねばならぬ。是れが本案の一大缺點である。次に、毎日市場測定表を改訂するの手數以外に、此表の示す指數に依りて地金引換率を日々變改するは却つて商人に不安の念を與ふるの結果を呈しはしまいか。此外尙ほ測定表作製法に就き二三の缺點もあるが、詳細の批評は紙面の都合もあれば他の機會迄留保して、玆には單にチィネス案の紹介を試みるに止めて置く。

商法判決批評

西本辰之助

一　貨物引換證の法定要件

貨物引換證に玄米一百二十八俵又は野州玄米一百二十八俵と記載せるのみにして運送米の重量又は容積並に荷造の記號の記載を缺くときは商法第三百三十三條第二項所定の事項を完備せざる無效の證券なりとす（大正七年四月東京控訴院第一民事部判決法律新聞第一四一〇號所載）

此判決によれば玄米を俵數を以て表示するは容積の表示にあらずと爲すものゝ如し然らば其理由は那邊に存するや吾人の推測する所にては或は重量又は容積は度量衡法によりて認められ

たる方法を以て表示せざる可らず其以外の方法によりて重量又は容積を表はすも之を以て法律上重量又は容積の表示ありと爲すを得ずと云ふにあらんか斯の如き解釋は正當と云ふを得ざるべし貨物引換證に記載すべき容積又は重量は法定の表示方法を必要とするものに非ず一般取引界に用ゐられ容積又は重量を認定し得べき方法ならば足るものと云はざる可らず俵數は必ずしも精密に容積を表はすものに非ず一俵に付き一二合の誤差は免かれざる所なるべきも斯の如き誤差は一般取引界に於て認容せらるゝ所にして之が爲めに容積の表示なしと爲すを得ず殊に吾國に於ては玄米の取引は俵數を以て爲すことは一般普通の事實にして俵數を以て容積を表示するに付きては何人も之を怪まず且石數を以て取引を爲す場合にありても之が履行に當りては反て俵數に換算して之を爲すものにして各俵を解裝して之を量るゝとなし然らば即ち俵數を以て容積を表示することは吾國取引界に於て一般に認めらる所なりと云ふべし。

或は一俵は四斗を容るゝを普通となすも地方によりて之と異る所なきに非ず從て俵數を以て容積を表示するに付きて疑ありと云はんかなれど一俵が四斗を容るゝは一般普通の慣例なるが故特に此慣例と異りたる生產地の記載あるか或は一俵の容積を特定したる場合の外は之を四斗と解するに於て妨げあるべからず殊に野州玄米何俵と記載し野州に於て四斗を以て一俵となすの慣例あるに於ては俵數の記載を以て容積の記載あるものと解するに妨げざるべし若し一俵の容積が地方によりて必ずしも同一ならずとの理由によりて俵數は容積を表示せずと爲さば土地及び物品の種類によりて其實質を異にする斤量を以てする重量の表示は無效なりと云はざる可らず。

或は俵數は荷造の種類及び個數を表示するものにして容積の表示にあらずと云はんも荷造の種類及び個數によりて直ちに容積を知り得べき場合には特に容積の記載を必要とするものと云ふべからず本來商法第三百三十二條第二項第一號の主意は運送品の個性及び其分量を確定せんとするにあり故に此の目的を達するに足る以上は必ずしも同號記載の事項を悉く列記するを要せざるものなり貨物引換證の引渡は運送品の引渡と同一の效力を生ずるが故（商法三百三十五條）貨物引換證の表示する運送品は之を他の運送品と判然區別するを得ざる可らず特定せざる或は特定し得ざる物の引渡なることは全然無意味なり商法第三百三十三條第二項第一號及第三百三十二條第二項第一號は主として此理由により運送品を特定せんとするに在り（Düringer-Hachenburg, § 426, Anm. 10）故に荷造を爲さゞる運送品に付きては荷造の種類を記載するを要せず運送品の性質上其價値の判斷に重量又は容積が重要なるものに非ざる以上は必ずしも之を記載するを要せず例へば特殊の器械類の如し若し夫れ重量又は容積が運送賃を定むる標準となる場合に於て之を記載せず從て運送賃の記載を缺くに至りたるときは自ら別問題に屬す。

運送品の記號は實質上運送品の認定を爲すに付き絶對的に必要なるものにあらず記號が運送の途中離落し或は誤りたる記號を付せらるゝことあるも他の事項即ち種類重量又は容積及び荷造の種類によりて運送品を認定するを得べき場合多かるべし然れども形式上一つの運送品と他の運送品とを區別するに當りては記號は最も重要なりと云はざる可らず貨物引換證に記號を記載せざるときは形式的に其證券面より判斷して

運送品が特定せられざる場合多かるべし本件の如き場合も其一にして單に野州玄米一百二十八俵と記載せるのみにして其記號なきときは之を不特定物なりと云ふの外なし貨物引換證の所持人より見れば必ずしも荷送人が運送人に引渡したる玄米なるを要せざるべしと雖も貨物引換證は貨物引換證としての效力を生ずるに必要なる要件を備へざる可らず而して其效力の一たる引渡的證券としての效力の發生には運送品の特定せらるゝことを前提とす從て右の場合に記號の記載なき貨物引換證は貨物引換證としての效力を生ずるに必要なる要件を備へざるものにして之を無效なりと云はざる可らず判決が若し此理由によりてのみ貨物引換證を無效なりとせしものとすれば吾人の贊成せんと欲する所なり。

貨物引換證として無效なる書面は他の種類の有價證券として其效力を有せざるか此問題は手形に關して最も多く論議せられ之を否定する大審院判決あり吾人は此點に關し左の如き決論を爲さんとす。

貨物引換證は有價證券の一種なり有價證券中特殊の形式及び效力を備へたるものは即ち貨物引換證なり而して此特殊の形式及び效力は貨物引換證と他の一般有價證券との間に頗る重要なる區別を生せしむ故に此特殊の形式及び效力に關する錯誤は法律行爲の重量なる要素に關する錯誤なりと云ふべし又一方に於て有價證券作成の意思の表示は原則として有價證券自體によりて之を認定すべきなり故に貨物引換證の要件を備へたる書面を作成すれば即ち貨物引換證作成の表示あり貨物引換證の要件を缺きたる書面を作成すれば一般有價證券作成の表示ありたるものなり今貨物引換證作成の意思を以て其要件を缺きたる有價證券を作成したるときは一般有價證券作成の表示あるも其重要なる要素に錯誤あるを以て無效なりと云ふべく又一般有價證券を作成するの意思を以て誤て貨物引換證を作成したるときも亦貨物引換證としては右と同一の理由によりて無效なりといふべし然れども右何れの場合にありても民法第九十五條但書の適用あり即ち表意者に重大なる過失ありたるときは表意者自ら其無效を主張するを得ず故に貨物引換證を作成せんとし重大なる過失によりて其要件を缺き爲めに一般有價證券としての表示を備ふるに至りたるときは作成者自ら其證券の貨物引換證以外の有價證券としての無效を主張するを得ず從て貨物引換證を作成したるも過て其要件を缺きたる場合には相對的に運送品の引渡を目的とする指圖證券としての效力を生ずることあるべし。

約束手形の所持人たる甲が支拂拒絕證書作成の手續を爲さざりし爲め裏書人丙に對して手形上の權利を有せざるに至りたるは法定の手續を爲さざりし結果に外ならざれば之が爲め丙が濫に甲に手形を裏書讓渡して其時價を取得したる行爲が法律上の原因なくして利得したる行爲となる理由なし（大正七年四月東京控訴院第一民事部法律新聞第一四一一號所載）

此判決の結論に對しては吾人之と所見を同しふするも其理由に於て異る所あり此判決理由によれば裏書人の取得したる對價が不當利得とならざるは被裏書人の償還請求權が法定の手續を爲さゞりし結果消滅したるが爲めなりと云ふ然らば此場合には何故不當利得とならざるや償還請求權が權利者たる被裏書人の懈怠によりて消滅したる爲めか將た法定期間内に拒絕證書の作成及び償還請求の通知を爲さずといふ法律上の原因によりて消滅したるが爲めか何れか一ならんも其理由を前者に求むることは困難なるべし何となれば償還請求權が手形所持人の懈怠によ

二　償還請求權の消滅と不當利得

らず例へば不可抗力によりて拒絶證書を作成する能はざりし等の理由によりて消滅することあればなり故に其理由は後者に在り即ち償還請求權が法律上定めたる原因によりて消滅したるものなるが故其對價は不當利得とならずと云ふにあるべく吾人も亦此點に贊同するものなり。

然れども吾人の考ふる所にては裏書人に對する償還請求權と之に對して支拂ふべき對價とは果して反對給付の關係に在りやは先決問題なりと信ず此兩者が互に反對給付の關係に在るものとすれば右の如き結論を生ずべきも若し然らずとすれば不當利得の問題は全然發生せざるべき理なり吾人は裏書人に對する償還請求權は裏書人の取得したる對價と反對給付の關係を有せざるを通常とす從て償還請求權の消滅は以て對價を不當利得たらしむるの理由なしと信ず手形の裏書は即ち裏書人の有する手形上の權利の讓渡なり裏書の對價は即ち手形上の權利の讓渡に對する反對給付なり被裏書人が裏書人に對して有する償還請求權も亦手形上の權利なりと雖も裏書によりて讓渡せらるべき權利に非ずして之によりて創設せらるべき權利なり被裏書人が支拂ふべき對價は裏書人に對する償還請求權の取得に對して支拂ふに非ずして裏書人より讓受けたる手形上の權利に對して支拂ふものなり償還請求權は當事者が之を以て反對給付と爲すの意思あると否と又之を發生せしむるの意思あると否とを問はず無擔保裏書を爲さゞる以上は裏書の效果として當然發生するものにして即ち法律が裏書に加ふる偶素なりといふべし斯の如く償還請求權は法律の規定によりて發生する權利なるが故對價の反對給付たらざるを普通とす然れども被裏書人に於て裏書人の前者又は引受人等よりも寧ろ裏書人の資力に信頼し之に對して償還請求權を取得するの故を以て手形の裏書を受け裏書人も亦斯の如き意思を以て裏書を爲したる場合には償還請求權を以て對價に對する反對給付又は尠くとも反對給付の一部を成すものと云ひ得べきが如し。

三　無記名手形の意義

凡そ無記名手形に付きては法律に特別の方式を定めあらざるが故に手形面上持參人拂なることを認め得れば足るものと云はざる可らず今本件爲替手形にありては支拂の委託文言中殿又は其指圖人と云ふ文句あるも殊更に受取人を指名しあらざる點より看るときは右手形の持參人拂なることを表はしたるものと認むべきものとす即ち本件の爲替手形は被控訴人代理主張の如く無記名式の手形にして右所謂『殿又は其指圖人』とある文字は全く無用の文詞を記載したるものと認むるを相當とす（大正七年五月大阪控訴院第三民事部判決法律新聞一四一一號所載）

此判決の前段は正當なり即ち『無記名手形ニ付キテハ法律上特別ノ方式ヲ定メス』故に無記名手形たるには『手形面上持參人拂ナルコトヲ認メ得レハ足ル』ものなり此點は何人も異論なかるべし然れども中段『支拂ノ委託文言中殿又ハ其指圖人ト云フ文句アルモ殊更ニ受取人ヲ指名シアラサル點ヨリ看ルトキハ右手形ノ持參人拂タルコトヲ表ハシタルモノト認ムヘキモノトス』即ち無記名手形なりとの斷定に對しては吾人は之に贊同するを得ざるなり若し前段に於て無記名手形たるには單に受取人の氏名を記載せざるを以て足り持參人拂たることを表はすの要なしとの前提を置きたらんには中段の如き斷定に到達し得べけんも前段に於ては記名式手形たるには手形面上持參人拂たることを認め得べきものたるを要することを前提としながら『右金額……殿又ハ其指圖人ニ御支拂可相成候』と云ふが如き文句を有する手形を無記名式なりといふは甚だしく事實を曲解するものと云はざる可らず右の如き文句よりして如何にして持參人に支拂ふべきことを認め得べきや殊に本件の手

形は殿の上部を白紙の儘に存したる場合なれば振出人に於て受取人の氏名を記入すべくして然かも之を記入せざりしものにして即ち未完成の指圖式手形と解すべきものなり文句の間に白紙の部分を存置するが如きは特殊の理由ある場合の外常識を以て考ふるも完全なる書面の形態を成すものといふを得ず手形の如き書面にありては尚更然るものと云ふべし故に右の如き場合は振出人が受取人の氏名記入の權限を受取人及び其後者に與へたるものにして即白地振出の一場合なりと解せざる可らず此場合に受取人及び其後者は何時にても白地の部分を補充し得べく且眞正の受取人を記入するを必要とせず所持人は自己の氏名を記入するも亦有效なり斯の如き未完成の手形は交付のみによりて輾轉流通するものにして所持人か手形上の權利を行使せんとするに際しては自己の氏名を記入して之を行使す

るを得べし然らば即ち無記名式と同じからずやと云はんも然らず若し右の如き手形が無記名式ならば受取人が白紙の部分に自己の氏名を補充して指圖式となすは手形の變造となるべし從て刑法第百六十二條及び第百六十三條の罪となるべきやの問題を別とするも尚右の事情を知りて手形を取得したる者は其前者に對して手形上の權利を有せざるべし（商法第四百三十七條第三項）斯の如くんば白地手形の補充權の行使は不可能なりと云はざる可らず。

右の如き手形に於て殿の上部の白地の部分に線を引きて文字を記入するの餘地なからしめ或は『石金額此手形引換に御支拂可相成候』といふが如き文句を有する手形の效力如何斯の如き場合には假令所持人に支拂ふべき旨を明言せずと雖も之を無記名式と解するを妨げざるべし前者の場合には白地の部分に線を引きたるが故所持人の補充權を認めず從て未完成の白地手形にあらしずて完成せる手形なり而して白地の部分に線を引きたるは受取人を特定せず從て所持人を以て權利者となすの意思なりと解し得べきなり後者も亦之と同じく受取人を指定せざるは即ち權利者を特定せざるの意思なりと解すべきなり從て是等の場合は何れも無記名式なりと云ふべし。

四　商業帳簿の僞造の意義其他

破産宣告を受けたる會社の取締役に於て荷其商業帳簿に取引に關する虚僞の事項を記載したる以上は借方財産に關すると否とを問はず商法第千五十條に所謂商業帳簿の僞造に該當す

商法第千五十條に所謂借方財産を過度に掲げたるときは商業帳簿以外の文書例へば貸借對照表又は報告書等に借方財産を過度に掲げたる場合を指すものとす

商法第千五十一條第四號に所謂商業帳簿の秩序なき記載とは眞實の事實を秩序なく記載したる場合を謂ふものとす

（大正七年七月大審院刑事部判決法律新聞第一四三三號所載）

吾人は此判決に對しては前記三項共に反對の見解を有するものなり。

先づ前記第一項は眞正の事實と符合せざる記載を爲すは即ち商法第千五十條に所謂商業帳簿の僞造にして商業帳簿記入の權限ある者が記載すると然らざるとを問はず且つ借方財産に關すると否とを問はずとなす然れども右の如き場合には商業帳簿記入の權限を有する所の取締役が平常營業上に使用しつゝある商業帳簿に記入を爲したるものにして僞造と稱すべきものに非ず記載が眞正の事實に符合せざることは商業帳簿の記載事項としての性質を失はしむるものに非ず故に假令眞正の事實に符合せざる記載と雖も之を變更すれば商業帳簿の變造又は毀滅となるべし之に反し本判決の如く眞正の事實に非ざる記載を以て僞造なりとすれば僞造の商業帳簿は無效なるか故之を變更又は塗抹するも商業帳簿

の變造又は毀滅とならざるべし然るに實際に於て商業帳簿の記載が眞正の事實に反すること頗る多く財産の評價に於て殊に然りとす故に本判決の如き筆法を以てすれば詐欺破産の刑に當るや否やは別問題として多數の商業帳簿は僞造せられたるものなりとの決論に達すべし吾人の信ずる所にては商業帳簿の僞造とは正當なる業務執行上作製したる商業帳簿の内容を僞る目的を以て他の帳簿を作製するを云ふ故に僞造の場合にば眞正の帳簿以外に別に他の帳簿を作製せざる可らず之に反し眞正の商業帳簿の記載事項を變更するは變造なり故に虚僞の事項を記入するは商業帳簿の僞造に非ざるは勿論其變造にもあらず何となれば變造には其前提として變造せらるべき記載なかるべからず新たに虚僞の事項を記載するも單純なる記載にして記載を變更するものに非ざればなり之を要するに取締役が商業帳簿に取引に關する虚僞の事項を記載するは商業帳簿の僞造にも變造にもあらず取締役の權限内に於て爲されたる正當の記載なり。

前記第二項によれば商法第千五十條に所謂借方財産を過度に掲げたるときとは商業帳簿以外の文書に之を掲げたる場合にして商業帳簿に記載したる場合を含まずと云ふに在り然れども吾人は此場合は商業帳簿に掲ぐる場合をも含むものと解せんとす其理由は前述の如く取締役が虚僞の記入をなすは僞造に非ざるが故借方現額を過度に掲げたる場合には之に制裁を加ふるの必要あること其一なり借方現額を過度に掲ぐるとは商業帳簿に之を掲ぐる場合を含まずとすれば脱漏即ち積極財産を掲げざる場合も亦商業帳簿に掲げざる場合を含まずとの結論を生ずべきことは第千五十條の行文より之を認め得べし然らば此場合は脱漏としては詐欺破産を構成せず然らば僞造又は變造なりやと云ふに單に記載すべき事項を記載せずと云ふのみにては之を僞造とも變造とも云ふを得ざるべし是れ吾人は脱漏は商業帳簿に於ける積極財産の脱漏を含むと共に借方現額を過度に掲ぐることも亦商業帳簿に之を掲ぐる場合をも含むものと爲す理由の二なり

因に云ふ、舊商法破産編に謂ふ所の商業帳簿には商法に於ける廣義の帳簿を含む即ち貸借對照表及び財産目錄も亦商業帳簿中に包含せらるゝものなり舊商法第九百七十九條は一見貸借對照表と商業帳簿とを區別したるが如しと雖も同條の貸借對照表は破産の際に作成する特殊的のものにして商法に於けるものと其意義を異にすることは同條の貸借對照表には利益及び損失の概要、毎月の一身上の費用及び家事費用の支出額をも包含するものとなせるによりても知らるべし。

前記第三項によれば商法第千五十一條第四號に所謂商業帳簿の秩序なき記載とは眞實の事實を秩序なく記載したる場合を謂ふものとせり果して然らば虚僞の事項を記載したる場合に就きては其記載の秩序あると否とを問はず商法千五十一條の全然規定せざる所なり即ち過怠破産とならず而して一方に於て虚僞の事項を記載したる場合は判決の主旨によれば第千五十條により僞造として罰し得べきが如しと雖も之が爲めには債權者に損害を被らしむべき意思あるを必要とす斯の如き意思なくして虚僞の事項を秩序なく記載するも第千五十條により詐欺破産として罰するを得ざるは勿論判決の主旨によれば過怠破産としても罰するを得ず即ち本項の主旨によれば眞實の事項を秩序なく記載すれば罪となるも虚僞の事項を秩序なく記載すれば罪とならずとの頗る不合理なる結論に達すべし法文に單に

秩序なく記載し云々とある場合には眞實の事項たると虛僞の事項たるとを問はず第三者をして了解に苦しましむるが如き亂雜なる記載を爲したる場合と解釋するを至當とす。

經濟時事評論

安川貞三

物價問題に關する二派

物價問題は近來にない物論を惹起し先月に於ける雜誌にして此に關する論說、記事の見當らざるは殆んどなきの有樣であつた。吾人は是等諸種の論說を瞥見して少なくとも二派の相對立して論爭するを看取した。本來の意味に於ける通貨數量說を信じて通貨の膨脹を主張し、物價の騰貴を以て其結果なりとするは其一である此說を奉ずる者は物價の騰貴を以て國民の所得又は購買力の增加に先だつ現象なりとし從つて又國民の經濟生活は之が爲めに著るしく脅かさるものなりとすれば我國の現在の狀態の如きも之を以て一部資本家を除く國民の大多數が生活難に苦しみつゝあるの實情なりとして其論調著るしく悲觀的色彩を帶びてゐる。而して此種論者は八月の米暴動を以て生活難の結果なりとする。然るに他の一派は通貨と物價の間に至大の關係あるを認むるも、而も凡ての通貨が同一の力に於て物價に影響する事實を認めず。而して個人の手にある貨幣所得を以て之が主たる原因なりとする。從つて數量說が云へるが如き通貨と物價に比例的關係ありとなさず。又必らずしも國民生活が以前に比し困難に陷りたりともなさないのである。只物價騰貴が繼續的に行はるゝ場合には財產及び所得の變動常なく從來に於ける各個人の生活關係に不權衡を來たすが故に

經濟生活に不安と不平を來たす事實を認むるばかりである。されば此種の論者は物價騰貴のために社會的及經濟的不安は認むるも國民大多數に生活難あるを認めないのである。從つて其論調も自ら樂觀的ならざるも而も前者の如く悲觀的ではない。而して此種の論者は八月暴動を以て分配の不公平に伴ふ社會的不安なりとなす。

此二つの論爭を眼中に置きて吾人若し價値問題に於ける生產費說と効用說、客觀說と主觀說の論難を思ふ時は其間思推の上に共通の類似點の存するありて一種の興味の湧くを覺ゆる。則ち生產費說が價値決定の理由を求むるに際して寧ろ資本家の側に於ける生產費てふ客觀的事實に主を置くに反し効用說は消費者の側に於ける主觀的價値に之を求めんとする如く、貨幣論上の數量說又は此に類する說をなすものに消費者を除外するに非ざるも、而も銀行又は資本家等通貨を多く取扱ふものに注意を向け自ら消費者の側に於ける通貨を看却せんとする傾がある。之に反し後者は貨幣を其用途に從ひ貨幣資本と貨幣所得に分ち、而して物價に影響を及ぼすは主として消費者の有する貨幣所得なりとして資本家の側に於ける貨幣資本の之に及ぼす影響を輕視せんとする傾があるのである。（曾て經濟論叢及び本誌に於ける小川博士對三宅氏の論爭も此點に關する爭なりしやに記憶す、如何にや）。

兩說に對する批判

思ふに貨幣資本が物價に影響を及ぼすことなきに非ずと雖も而も其は單に一時的の現象なるか、將た或は貨幣資本より貨幣所得の形成せらるゝ場合に限るのである。されば終局の點より云へば物價は常に大體に於て國民の貨幣所得と消費貨物との關係によりて定まるとなすを以て根本的原理と看做さるゝを得ない。されどそは